希望探訪

警官の證言は変だ
現地調査でウソを暴く

五年前の昭和二十七年六月二日、大分県宮生村駐在所を爆破したのは、日共党員か現地警官か注視のもとに、第十、十一回公判が七月八、九日両日にわたつて福岡高裁で開かれた。この公判では前日に引きつづき、市木春秋（本名戸高公徳）小林末喜（当時大分県警備部長）両名の証人尋問が行われた。「みいけ」編集部では、法を守る現職警官が権力の謀略を果してなしたか、この公判に先だつて開かれた、公正裁判要求現地調査に参加し希望探訪とした。

参加者は一五〇名

七月五日大分県総評が中心となり現地調査を開くことになつた。当日は大雨注意報が出て果して参加者が多数あるかと主催者側は心配していたが、東京、神奈川、鳥取、九州各地から約一五〇名が参加した。

参加者の中には、鳥取県から来た牧師さん、作家の牛島春子さん、中央総評の神島法対部長などが見え、弁護団には清源主任弁護人、いま山副主任弁護人、東京の正木ひろし弁護人などがいた。

五時三〇分一行は三台のバスに分乗し、豊後竹田を出発し、約一時間後、問題の交番所前に到着した雨は容赦なく降りそそぎ、交番所には制服の警官が三、四名無電機携帯で警戒していたのが印象的であつた。

各新聞社のニュースカメラマンや記者が右往左往し現地は緊張感がみなぎつた。

現場で事情説明を被告団からなすようになつていたが、大雨が降るので一応公民館に集合し、後藤秀生被告があらかじめ準備していた資料にもとづいて約一時間説明、その後清源弁護人より、今回の現地調査のポイントについて説明がなされた。

三つの点で調査

清源弁護人の説明によると、後藤秀生被告らを有罪に導いた警察官の証言が、デタラメだとして次の三つをあげている。

(1)駐在所窓のワクの折れたところからみて、ビールビン詰めのダイナマイトが外から投げ込まれたとしても事務室の一番奥までは届かない。

(2)張り込み警官の証言による後藤坂本の逮捕位置は当夜の警戒配置からみて不自然である。

(3)三十メートル離れた農協前の張り込み警官の位置からは四十ワットの駐在所の門灯で十分、犯人の顔が識別できる。

以上三つの観点から一番で取上げられた警察官の証言がどの程度の真実性を持つているかを裏づけようということで裁判記録に基いて警察官、被告、新聞記者などをそれぞれ事件の当夜のままの位置につけ調査がはじめられた。

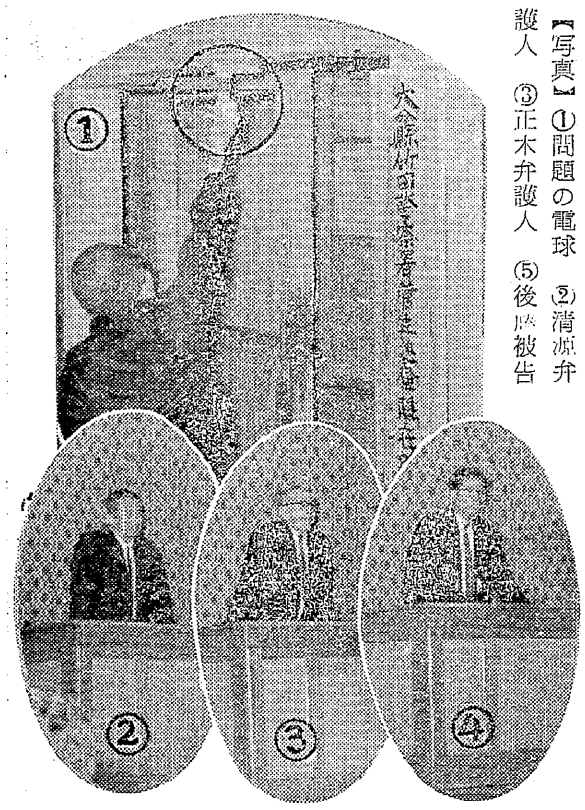

【写真】①問題の電球　②清源弁護人　③正木弁護人　⑤後藤被告

無罪の手がかり

県総評傘下の組合員がそれぞれエキストラになり、張込中の警官の証言、被告の証言、新聞記者の証言の三つに別れて実演を演じたその結果

(1)のワクは一部修理をなされているが、完全に折れていないので弁護団の主張の通り、ビールビンが内部に入り込むとは思えない（注＝正木弁護人はあらかじめ内部に仕掛けて、電気で爆破したと主張し、九大に鑑定依頼を出している）

(2)の逮捕位置は数人の張り込み警官の前を何回も通つて逮捕されたことになるが、常識として予測された爆発が起り、犯人が逃亡する場合、直ちに逮捕しないとは考えられぬ。また警官の証言によると、爆発するための点火を駐在所前の道路で何回もマッチをすつていたといつているが、何故その時張込中（三十メートル以内）の警官が現行犯として逮捕しなかつたかが疑問

(3)の三十メートルの距離から面識のある警官が四十ワットで照らされた後藤被告の識別がつかなかつたといつているが、これは第一審で爆破を一緒にした坂本被告が投げたと証言し、実地検証の結果、背が低くて坂本被告が手が届かぬことがわかり、消したのは二人に一人と証言が変り、結局背の高い後藤被告ということになつた（注＝写真(1)の○印が問題の電球）

この場合調査団も三十メートルの位置で電球を消す実演をみてハツキリと人物の識別ができた

偽りと謀略に對抗

実地検証の後、公民館で村民約一〇〇名も交つて懇談会をもつたが五年前は村のボスに強迫され一口も話さなかつた人たちも近ごろは勇気をもち、真実の裁判を要求して調査団の質問にも元気で答えてくれた。

なおこの公民館で正木弁護人（八海事件―映画「真昼の暗黒」）は私は科学的にこの裁判を調査するため、はるばると東京から参りました。

ところが、本日警戒に当つている警官が、私が駐在所に入ることを止めた。

われわれ国民は公正な裁判を要求することができないのか。

われわれの税金で賦つている警官が国民を守らず、謀略と権力で国民を不幸にしている。

こういう人たちがいるから事件が起る。宮生のこの村は阿蘇や久住山にかこまれ、まことに景色のよいところだ。この景色に住む人たちが負けている。清らかな村づくりをするためには権力や暴力に負けず、勇気をもつて真実を守ることだ。

背景に権力

宮生現地調査に映文協の代表として出張した杉本与司郎氏（三川坑勤務）は次のように感想文を寄せた。

荒城の月で有名な竹田市から、バスで約一時間。海抜六百米の山間部落が問題の宮生村で、一見したところ、ジャーナリズムをしてひと騒動起させた土地などとは、ちよつと想像もつかないような、素朴な寒村である。

この辺は水田が非常に少い。水田を多くもつているのは富農の部類で、貧農といわれる人人には今でもトウキビ等を主食の一部にあてているという。したがつて村では元来富農や、有力者の力が強く、貧富の差がひどかつたようだ。

被告である後藤君たちは、この保守の温床地帯に革新的な鍬をうちこんだのである。これがさまざまの矛盾と曲折を経て、新旧の対立を抱きこんだまま、あのちつぽけな駐在所爆破事件へと連展していつたのである。

現地調査の結果について、私は断定を下す極め手は持合せないが五年前のこの事件が、大きな権力を背景として起り得たものだということを否み得ない。たとえそれが、尻尾を出すようなヘマな行為であつたとしても、そこには歴史的に繋がる圧迫の姿がうかがえるそしてそのメカニツクな機構は裁判の中で容易にくじけることはないだろう。

村の人人も、少しづつ真実を悟るようになつた。こんど労組、民主団体が中心になつて現地調査を行つたのも、それは正義と真実を愛するからである。真実のためには全ての力を結集しなければならぬ

焦点となつた宮生村も、この事件の真実をほり起すことによつて山間の平和郷をして、豊かにみのりをたたえることができるだろう

政治局だより

荒尾市営

バスも値上り
抜本的な対策を要望

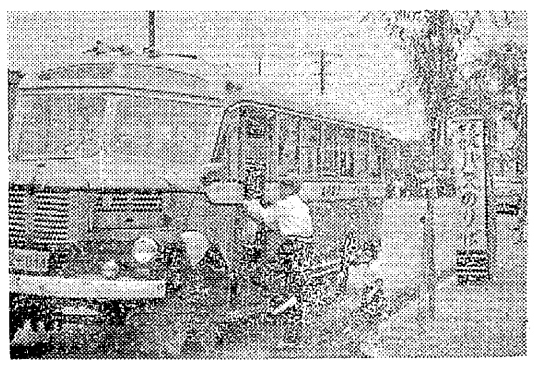

鉄道運賃の値上げにつれて、いろいろのものがいま、いもずる式に上ろうとして私たちを苦しめております。

私鉄バスの運賃も上がりました。いままで一キロ三円の乗車料金を三円四十五銭に値上げすることになり、七月一日より県下一斉に五社協定により実施することになつたのです。

これについて、その経過と政治局の見解をただしてみました。

台所は火の車

もちろん、市営バスは市民の福祉の目的で発足した公共事業で、年年一般会計から数百万円を繰出し運営を行いこれが、荒尾市の赤字の一因になつているようです。

市民の足として市営バスを確保するためにこれはやむを得ない処置です。ところが昭和二十七年「公営企業法」という法律ができ、バス事業は独立採算で運営することとなり、一般会計から助けることができなくなつたことと、一般会計から繰出そうにも赤字が累積して困難である。

また経営自体もいまの料金は昭和二十六年に改訂したもので、その後燃料代などの値上りで経営の困難を訴えている。一方では国鉄運賃の値上げに便乗した私鉄バス等の値上げによる県下バス事業五社協定の線など地元で値上げの空気が生まれてきた。

以上のような経過をたどつて今回の値上げになつてきたようです。

これたいし政治局では「市民福祉事業という面から、赤字だから値上げする」「他社が上げるから上げる」のでなく、荒尾市の実情にあつた抜本的な対策を樹てることを強調したが、その実態把握につとめた交通経済委員会は値上げやむなしの線を出した。

これにたいし政治局として交通事業の健全な経営は現代では困難だ。このための交通部の廃止は不可能に近いと判断せざるを得ない。このためこんど路線の延長、サービスの向上を考え合せてこんどの料金改訂は荒尾の事情ではやむを得ないと判断して交通経済委員会の結論を諒解する。

ということになつて条例の改正となつたものです。

借地人のナヤミ
借地、借家法律のあれこれ

さいきん外来通勤者のあいだで、ベラボーな地代の値上げをいつてきたなど、大小さまざまな地代値上げの問題が起つて困つている人が多くなつています。

これは地代家賃統制令の改正が行われ、値上げされたから起つた問題です。

これにはまず法律解釈を早急に徹底させることが第一の問題であるという点から、政治局としては借地、借家の法律知識を紙上で説明することにしました。

みなさんの参考になれば幸いと思つています。

まず登記を

問　借地法にいう借地権とはいかなる権利でしようか。

答　借地権とは、借りた土地の上に建物を所有し、その附属としての庭とか家に通ずる路地を指すのであつて田畑や材料置場等の目的で借りた物は対象となりません。したがつてあくまでも宅地中心と見るのが至当でしよう。

問　借りるときに法的手続きを受けなければ、後がうるさいといわれますが、本当でしようか。

答　必要によつて地上権設定とか土地賃借権の登記をしますが、普通の場合建物の登記さえしておけば、建物保護に関する法律の保護を受けますから大体安心といえます。

契約ということ

問　では土地を借りる場合契約するにはどうしたらいいでしようか。

答　反対にもし契約がなかつた場合どうなるかといいますと、木造で三十年、コンクリートや煉瓦で六十年間の契約をしたというふうに法律解釈が出来るのです。

契約の場合でも木造で二十年、コンクリートや煉瓦で三十年ということになつておりますから五年や十年の契約は無効ですから無効の契約は法的に認められず、そのとき地主が出て行けといつても出る必要はなく、かえつて木造の場合十年契約であれば、あと二十年保障されたような形になつてくるものなのです。反対にそれ以上長い契約はいくら長くてもかまわないことになつています。

しかし家が消耗して使いものにならないようなことになつた時は、借地権の保障もなくなると思わなければなりません。

変災のときは

問　長い間家を使つて修繕もせず使いものにならない様になつた場合は仕方ないとして、火事など天災地変にかかつた場合はどうなりますか。

答　事故で家がなくなつた場合は借地権は存続します。

では残つた年数が五年しかないのに素晴らしい建築をするような場合どうなるかといいますと地主が急いで異議を述べない限り、木造で二十年、コンクリート煉瓦など堅固な家で三十年というように法的に自動延長になつてしまいます。

問　契約の期限が来ましたがどうすればよいでしようか。

答　地主から何もいつて来なかつた場合、勿論こちらも黙つていれば、法的に見て自動的に木造で二十年、堅固な建物（コンクリート類）で三十年延長したことになります。

来つて来た場合は借地は地主と協議して延長年限を定めるべきです。

契約更新をする場合の存続期間は前と同じ二十年―三十年となります。

契約解除も地主に正当な理由がない限りカンタンに出来るものではありません。

悪質な地主

問　いま地代の問題で地主と交渉をしておりますが、なかなか折り合いがつきません。支払義務を怠つたという理由で、土地明渡しとか契約解除になるようなことはありませんか。

答　借地人が地代の支払を怠れば契約解除の危険性はあります。悪質な地主がいつもやる作戦として、契約解除を目的として地代を受けとらずに頑張る人がありますが、一カ月や二カ月地代の支払がおくれても、支払う誠意が借主にある限り契約解除の理由にはならないと理解して差支えないと思います。

なおご心配の方は地代を法務局へ供託して、債務を免れていくのも一つの安全ケースだと思います。

（外にお気付の点があれば政治局あてご一報下さい）